

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	分担金の減免
根拠法令(例規)及び条項	美唄市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金の賦課徴収に関する条例第 6 条
法令(例規)番号	昭和 50 年条例第 22 号
関 係 条 項	同条例第 3 条～第 5 条、土地改良法第 91 条第 3 項及び同法施行令第 54 条第 1 項
所 管 課 係 名	農政課農政係
審 査 基 準	基 準
	審査基準未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	使用料の減免
根拠法令(例規)及び条項	美唄市米麦乾燥調製処理施設条例第 9 条第 2 項
法令(例規)番号	平成 11 年条例第 23 号
関 係 条 項	同条例第 9 条第 1 項
所 管 課 係 名	農政課農政係
審 査 基 準	
	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ④：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	10 日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	使用料の減免
根拠法令(例規)及び条項	美唄市小麦集出荷調製施設条例第 9 条第 3 項
法令(例規)番号	平成 13 年条例第 20 号
関 係 条 項	同条例第 9 条第 1 項、第 2 項
所 管 課 係 名	農政課農政係
審 査 基 準	
	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ④：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	
備 考	